



山形県公報

令和元年12月24日(火)

号 外 (22)

目 次

条 例

- 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する
条例…………… (人 事 課) …… 5
- 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例…………… (同) …… 同
- 山形県手数料条例の一部を改正する条例…………… (財 政 課) …… 32
- 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (市 町 村 課) …… 33
- 山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例…………… (消費生活・地域安全課) …… 同
- 山形県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例… (若者活躍・男女共同参画課) …… 36
- 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例…………… (県民文化スポーツ課) …… 同
- 山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例…………… (教 育 庁) …… 37
- 山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例…………… (企 業 局) …… 同

この号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第19号) (人事課)
 - 1 議会の議員及び知事等に対して6月及び12月に支給する期末手当の支給割合を100分の165に引き上げることとした。(第2条第5項及び第3条第3項関係)
 - 2 議会の議員及び知事等に対して令和元年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の167.5に引き上げることとした。(附則第9項関係)
 - 3 その他
 - (1) この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。ただし、2の改正は、公布の日から施行することとした。
 - (2) 2に関する改正規定による改正後の山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用することとした。
- ◇ 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (県条例第20号) (人事課)
 - 1 山形県職員等の給与に関する条例の一部改正
 - (1) 給料表の改定
 - 全給料表の給料月額を改定することとした。(別表第1～別表第6関係)
 - (2) 諸手当の改定
 - イ 住居手当
 - (イ) 月額14,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員等に支給することとした。(第12条の5第1項関係)
 - (ロ) 支給月額を月額25,000円以下の家賃を支払っている職員等にあつては家賃の月額から14,000円を控除した額、月額25,000円を超える家賃を支払っている職員等にあつては家賃

賃の月額から25,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額とすることとした。（第12条の5第2項第1号関係）

ロ 勤勉手当

(イ) 12月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）に引き上げることとした。（改正条例第1条の規定による改正後の第21条第2項第1号関係）

(ロ) 6月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の92.5（特定幹部職員にあつては、100分の112.5）に引き上げるとともに、12月に支給する勤勉手当の支給割合を同割合とすることとした。（改正条例第2条の規定による改正後の第21条第2項第1号関係）

2 山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

住居手当を月額14,000円を超える家賃を支払っている職員に支給することとした。（第7条の3関係）

3 山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

住居手当を月額14,000円を超える家賃を支払っている職員に支給することとした。（第9条関係）

4 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

(1) 給料表の改定

特定任期付職員に適用する給料表の給料月額を改定することとした。（第4条第1項関係）

(2) 期末手当の改定

イ 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の167.5に引き上げることとした。（改正条例第5条の規定による改正後の第5条第2項関係）

ロ 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の165に引き上げるとともに、12月に支給する期末手当の支給割合を同割合とすることとした。（改正条例第6条の規定による改正後の第5条第2項関係）

5 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

(1) 給料表の改定

第2号任期付研究員に適用する給料表の給料月額を改定することとした。（第5条第2項関係）

(2) 期末手当の改定

イ 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の167.5に引き上げることとした。（改正条例第7条の規定による改正後の第6条第2項関係）

ロ 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の165に引き上げるとともに、12月に支給する期末手当の支給割合を同割合とすることとした。（改正条例第8条の規定による改正後の第6条第2項関係）

6 その他

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1の(2)のイ及びロの(ロ)、2、3、4の(2)のロ並びに5の(2)のロの改正は、令和2年4月1日から施行することとした。

(2) 1の(1)及び(2)のロの(イ)に関する改正規定による改正後の山形県職員等の給与に関する条例の規定、4の(1)及び(2)のイに関する改正規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定並びに5の(1)及び(2)のイに関する改正規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用することとした。

◇ 山形県手数料条例の一部を改正する条例（県条例第21号）（財政課）

1 自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項ただし書に規定する通知の申請に対する審査の事務につき手数料を徴収することとした。（第2条第1項第458号関係）

- 2 二級建築士又は木造建築士の免許手数料及び二級建築士又は木造建築士試験手数料の額を改定することとした。（第2条第1項第385号及び第386号関係）
 - 3 この条例は、令和2年3月1日から施行することとした。ただし、1の改正は、同年1月6日から施行することとした。
- ◇ 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（県条例第22号）（市町村課）
- 1 旅券法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。
- ◇ 山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（県条例第23号）（消費生活・地域安全課）
- 1 この条例は、自転車の活用による環境への負荷の低減、県民の健康の増進並びにスポーツ及び観光の振興を図ることが重要な課題であり、今後、自転車の利用の増加が見込まれるため、自転車に関係する事故の件数が増加するおそれがあることに鑑み、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的に推進し、もって県民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図ることを目的とすることとした。（第1条関係）
 - 2 自転車の安全で適正な利用の促進に関する基本理念を定めることとした。（第3条関係）
 - 3 県、県民、自転車利用者、事業者及び交通安全団体の責務について定めることとした。（第4条～第8条関係）
 - 4 自転車の安全で適正な利用の促進に関する基本的施策について、次のとおり定めることとした。（第9条～第14条関係）
 - (1) 家庭における理解の醸成等
 - (2) 交通安全教育等
 - (3) 路面表示等
 - (4) 自転車損害賠償責任保険等への加入
 - (5) 自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等
 - (6) 自転車の点検及び整備等
 - 5 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、4の(4)は、令和2年7月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例（県条例第24号）（若者活躍・男女共同参画課）
- 1 山形県男女共同参画センターの指定管理者が行う管理の基準のうち開館時間は、午後8時以降の利用者がいない場合は、午前9時から午後8時までとすることができることとした。（第8条第1項第1号関係）
 - 2 山形県男女共同参画センターの指定管理者が行う管理の基準のうち休館日としない日は、毎月第1月曜日（文化の日である場合を除く。）、第3月曜日及び第5月曜日並びに第3日曜日以外の日とすることとした。（第8条第1項第2号関係）
 - 3 この条例は、令和2年2月1日から施行することとした。ただし、1の改正は、同年5月1日から施行することとした。
- ◇ 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（県条例第25号）（県民文化スポーツ課）
- 1 電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合等に一定の電子情報処理組織を使用して行うこととした。（第6条第1項及び第2項関係）
 - 2 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政

運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

- ◇ 山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例（県条例第26号）（文化財・生涯学習課）
- 1 山形県生涯学習センター（以下「センター」という。）の駐車場の使用料を徴収することとした。（第5条第1項関係）
 - 2 センター（山形県緑町庭園文化学習施設を除く。以下同じ。）の指定管理者が行う管理の基準のうち開館時間は、午後8時以降の利用者がいない場合は、午前9時から午後8時までとすることができることとした。（第8条第1項第1号関係）
 - 3 センターの指定管理者が行う管理の基準のうち休館日としない日は、毎月の第1月曜日（文化の日である場合を除く。）、第3月曜日及び第5月曜日並びに第3日曜日以外の日とすることとした。（第8条第1項第2号関係）
 - 4 この条例は、令和2年2月1日から施行することとした。ただし、2の改正は、同年5月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（県条例第27号）（企業局）
水力発電所の合計最大出力を89,320キロワットに増加することとした。

条 例

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第19号

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和31年9月県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項ただし書及び第3条第3項ただし書中「100分の162.5」を「100分の165」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 9 令和元年12月に支給する期末手当に関する第2条第5項及び第3条第3項の規定の適用については、第2条第5項ただし書及び第3条第3項ただし書中「100分の162.5」とあるのは、「100分の167.5」とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（以下「新条例」という。）附則第9項の規定は、平成31年4月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 新条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第20号

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

第1条 山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第18条の2中「第5号」を「第6号」に改め、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）寒冷地手当

第21条第2項第1号中「100分の90」を「、6月に支給する場合には100分の90」に、「を乗じて」を「、12月に支給する場合には100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）を乗じて」に改める。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1

行 政 職 給 料 表

職員 等の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	147,700	198,300	234,700	267,800	294,200	325,200	370,100	416,600	468,000
	2	148,800	200,200	236,200	269,700	296,500	327,400	372,700	419,100	471,200
	3	150,100	202,000	237,600	271,500	298,800	329,700	375,200	421,600	474,300
	4	151,200	203,700	239,200	273,600	301,000	331,900	377,900	424,100	477,300
	5	152,300	205,300	240,800	275,500	303,000	334,200	379,900	426,000	480,300
	6	153,500	207,200	242,500	277,400	305,300	336,200	382,500	428,400	483,400
	7	154,600	208,800	243,900	279,400	307,700	338,400	384,900	430,500	486,500
	8	155,700	210,700	245,400	281,500	309,700	340,700	387,400	432,800	489,600
	9	156,800	212,400	247,000	283,600	311,900	342,800	390,000	434,800	492,400
	10	158,300	214,200	248,400	285,600	314,200	345,100	392,700	437,000	495,600
	11	159,600	216,000	250,000	287,800	316,400	347,200	395,400	439,100	498,700
	12	160,900	217,800	251,500	289,800	318,700	349,400	398,200	441,300	501,800
	13	162,300	219,200	252,900	291,900	320,900	351,400	400,600	443,000	504,600
	14	163,800	221,000	254,400	294,000	322,900	353,500	403,000	444,800	507,000
	15	165,300	222,600	255,800	296,100	325,200	355,600	405,200	446,800	509,300
	16	167,000	224,500	257,100	297,900	327,300	357,600	407,700	448,900	511,600
	17	168,300	226,200	258,600	300,000	329,500	359,400	409,500	450,800	513,700
	18	169,800	227,800	260,200	302,000	331,500	361,500	411,600	452,700	515,200
	19	171,300	229,300	261,900	304,100	333,700	363,400	413,500	454,500	516,700
	20	172,800	230,900	263,700	306,100	335,700	365,300	415,400	456,200	518,200
	21	174,300	232,500	265,400	308,100	337,700	367,200	417,300	458,000	519,400
	22	177,000	234,200	267,200	310,100	339,800	369,200	419,200	459,500	520,900
	23	179,700	235,800	268,900	312,200	341,900	371,200	421,000	461,000	522,400
	24	182,400	237,300	270,700	314,300	344,000	373,200	422,900	462,500	523,900
	25	185,100	238,700	272,600	316,200	345,600	375,200	424,800	463,900	525,000
	26	186,900	240,100	274,600	318,300	347,500	377,100	426,300	465,300	526,200
	27	188,400	241,600	276,400	320,500	349,500	379,200	427,900	466,600	527,400
	28	190,100	242,900	278,300	322,500	351,400	381,200	429,500	467,800	528,600
	29	191,700	244,100	280,000	324,500	353,200	382,800	431,100	468,800	529,700
	30	193,300	245,300	281,900	326,500	355,100	384,600	432,400	469,600	530,600
	31	195,200	246,400	283,900	328,700	357,100	386,500	433,700	470,400	531,500
	32	196,900	247,500	285,400	330,800	358,900	388,100	434,900	471,100	532,400
	33	198,300	248,700	287,200	332,300	360,900	390,000	436,100	471,800	533,200
	34	199,900	249,900	289,100	334,300	362,700	391,400	437,400	472,600	534,100
	35	201,400	251,100	290,900	336,300	364,500	392,900	438,700	473,400	534,800
	36	202,800	252,300	292,800	338,400	366,300	394,600	440,000	474,000	535,300
	37	204,100	253,300	294,400	340,400	367,700	396,000	441,200	474,500	536,100
	38	205,400	254,800	296,000	342,300	369,000	397,200	442,000	475,100	536,700
	39	206,600	256,200	297,800	344,400	370,500	398,500	442,800	475,700	537,500
	40	207,900	257,800	299,700	346,300	371,900	399,600	443,600	476,300	538,100

再 任 用 職 員 以 外 の 職 員 等	41	209,200	259,100	301,400	348,300	373,200	400,700	444,300	476,800	538,600
	42	210,600	260,400	303,200	350,200	374,100	401,900	445,000	477,300	
	43	211,800	261,900	304,900	352,000	375,200	403,200	445,700	477,800	
	44	213,100	263,200	306,500	354,000	376,300	404,300	446,400	478,100	
	45	214,200	264,400	308,200	355,500	377,100	405,000	447,200	478,400	
	46	215,600	265,800	309,900	357,000	378,100	405,700	448,000		
	47	216,800	267,200	311,600	358,500	379,000	406,400	448,500		
	48	218,100	268,400	313,300	360,000	379,900	407,200	449,200		
	49	219,300	269,800	314,400	361,700	380,800	407,800	449,700		
	50	220,300	270,900	316,000	362,500	381,700	408,400	450,100		
	51	221,100	272,200	317,500	363,700	382,500	408,900	450,500		
	52	222,200	273,500	319,200	364,700	383,300	409,300	450,900		
	53	223,400	274,500	320,800	365,700	384,000	409,700	451,300		
	54	224,400	275,600	322,400	366,800	384,700	410,000	451,700		
	55	225,200	276,900	324,100	367,700	385,400	410,300	452,100		
	56	226,100	278,300	325,600	368,800	386,200	410,600	452,500		
	57	226,800	279,300	327,100	369,700	386,700	410,900	452,800		
	58	227,600	280,300	328,400	370,400	387,300	411,200	453,200		
	59	228,500	281,400	329,600	371,100	387,900	411,500	453,500		
	60	229,400	282,500	330,800	371,800	388,600	411,800	453,800		
	61	230,000	283,700	331,600	372,200	389,000	412,100	454,100		
	62	231,000	284,700	332,500	372,800	389,700	412,400			
	63	231,800	285,500	333,300	373,600	390,400	412,700			
	64	232,700	286,600	334,100	374,300	391,000	413,000			
	65	233,300	287,400	335,000	374,600	391,400	413,300			
	66	234,000	288,300	335,400	375,300	392,000	413,600			
	67	235,000	289,100	336,200	376,000	392,600	413,900			
	68	236,000	290,000	337,000	376,700	393,200	414,200			
	69	236,800	291,000	337,800	377,000	393,600	414,400			
	70	237,500	291,800	338,500	377,700	394,200	414,800			
	71	238,100	292,600	339,200	378,400	394,700	415,100			
	72	238,900	293,400	340,000	379,000	395,200	415,400			
	73	239,600	294,300	340,500	379,300	395,500	415,600			
	74	240,300	294,800	341,100	379,900	395,900	415,900			
	75	241,000	295,200	341,600	380,600	396,300	416,200			
	76	241,700	295,700	342,200	381,200	396,700	416,400			
	77	242,400	295,800	342,500	381,700	397,000	416,600			
	78	243,200	296,200	343,000	382,200	397,300	416,900			
	79	244,000	296,400	343,400	382,800	397,600	417,200			
	80	244,700	296,800	343,900	383,300	397,900	417,400			
	81	245,400	297,000	344,400	383,800	398,100	417,600			
	82	246,100	297,200	344,900	384,400	398,500	417,900			
	83	246,800	297,600	345,400	384,900	398,800	418,200			
	84	247,500	297,900	345,900	385,200	399,000	418,400			

85	248,000	298,200	346,200	385,600	399,200	418,600			
86	248,800	298,500	346,600	386,200	399,500				
87	249,500	298,800	347,100	386,600	399,800				
88	250,200	299,200	347,500	387,000	400,000				
89	250,800	299,500	347,800	387,400	400,200				
90	251,300	299,900	348,300	387,900	400,500				
91	251,700	300,200	348,800	388,300	400,800				
92	252,200	300,600	349,200	388,700	401,000				
93	252,500	300,700	349,400	389,000	401,200				
94		300,900	349,800						
95		301,300	350,300						
96		301,700	350,700						
97		301,900	350,800						
98		302,200	351,300						
99		302,700	351,700						
100		303,100	352,000						
101		303,300	352,300						
102		303,600	352,700						
103		304,000	353,100						
104		304,300	353,500						
105		304,500	354,000						
106		304,800	354,400						
107		305,200	354,800						
108		305,500	355,200						
109		305,700	355,700						
110		306,100	356,100						
111		306,600	356,400						
112		306,900	356,800						
113		307,000	357,300						
114		307,300							
115		307,600							
116		308,000							
117		308,200							
118		308,400							
119		308,700							
120		309,000							
121		309,400							
122		309,600							
123		309,900							
124		310,200							
125		310,500							
再任用職員	191,500	219,600	260,400	280,200	295,700	321,400	364,100	397,900	450,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員等に適用する。ただし、第26条に規定する者を除く。

別表第2

公 安 職 給 料 表

職員 等の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	172,000	188,100	215,100	255,000	298,500	325,400	354,200	389,400	431,600
	2	173,700	189,800	217,200	256,800	300,700	327,600	356,400	391,700	433,400
	3	175,600	191,600	219,100	258,600	302,700	329,900	358,700	393,800	435,300
	4	177,300	193,500	221,200	260,200	305,000	332,000	360,800	395,900	437,300
	5	178,800	195,400	223,200	262,000	306,900	334,300	363,000	397,700	438,700
	6	180,800	197,800	225,000	263,800	309,100	336,500	365,100	399,800	440,400
	7	182,600	200,200	227,000	265,300	311,100	338,800	367,400	401,600	442,000
	8	184,600	202,500	229,000	267,100	313,400	341,000	369,600	403,500	443,500
	9	186,300	204,800	230,900	268,400	315,400	342,900	371,600	405,200	445,200
	10	188,100	207,400	232,700	270,100	317,600	345,300	373,800	407,300	446,900
	11	189,800	210,000	234,600	271,300	319,800	347,500	375,800	409,300	448,600
	12	191,500	212,500	236,200	272,700	322,100	349,800	378,100	411,500	450,200
	13	193,500	214,900	238,200	274,400	324,000	351,800	380,200	413,200	451,300
	14	195,600	216,800	240,100	275,800	326,400	354,000	382,400	415,400	453,000
	15	197,800	218,500	241,900	276,700	328,600	356,200	384,500	417,400	454,800
	16	199,900	220,300	243,800	278,000	330,700	358,400	386,700	419,600	456,700
	17	202,100	222,300	245,500	279,100	332,700	360,600	388,400	421,300	458,300
	18	204,600	223,900	247,300	280,500	335,000	362,700	390,400	423,000	460,100
	19	207,000	225,900	249,000	281,800	337,200	364,700	392,300	424,800	462,000
	20	209,500	227,700	250,800	283,300	339,400	366,900	394,400	426,400	463,700
	21	212,000	229,300	252,400	284,400	341,500	368,900	396,100	428,200	465,400
	22	213,900	231,100	253,800	285,800	343,500	370,900	398,300	429,800	467,100
	23	215,500	233,000	254,900	287,200	345,700	372,900	400,400	431,200	468,700
	24	217,400	234,600	256,200	288,700	347,700	375,100	402,500	432,800	470,600
	25	219,300	236,300	257,500	289,800	349,800	377,000	404,200	434,100	472,100
	26	221,000	238,100	258,800	291,800	351,900	379,000	406,200	435,500	473,600
	27	222,800	239,600	260,100	293,700	353,900	381,100	408,400	437,100	475,100
	28	224,500	241,300	261,300	295,700	355,900	383,100	410,500	438,700	476,400
	29	226,300	242,800	262,500	297,700	358,100	384,900	412,100	440,000	477,700
	30	228,100	244,600	263,600	299,700	360,200	387,100	413,900	441,700	478,400
	31	230,000	246,400	264,700	301,400	362,300	389,200	415,700	443,400	479,100
	32	231,600	248,000	265,800	303,300	364,400	391,300	417,400	445,100	479,800
	33	233,400	249,500	266,600	305,200	366,000	393,200	419,200	446,500	480,300
	34	235,100	251,000	267,800	307,000	368,000	395,400	420,700	448,300	481,100
	35	236,700	252,200	268,900	308,800	370,000	397,500	422,300	450,000	481,900
	36	238,400	253,600	270,100	310,600	372,100	399,500	423,900	451,600	482,500
	37	239,800	254,800	270,900	312,400	374,000	401,200	425,200	453,100	482,800
	38	241,700	256,100	272,000	314,300	376,100	402,800	426,700	453,800	483,400
	39	243,400	257,300	273,100	316,200	378,200	404,100	428,300	454,500	483,900
	40	245,100	258,500	274,100	317,900	380,200	405,400	429,800	455,200	484,400
	41	246,500	259,800	275,200	319,800	382,300	406,600	431,300	455,600	484,900
	42	247,900	261,000	276,700	321,700	384,400	407,800	432,700	456,200	485,300
	43	249,200	261,900	277,900	323,500	386,600	408,800	434,000	457,000	485,800
	44	250,400	263,000	279,000	325,400	388,600	409,800	435,200	457,600	486,200

	45	251,600	264,100	280,100	327,100	390,400	411,100	436,200	458,400	486,500
	46	252,700	265,200	281,700	329,100	392,100	412,300	436,900	459,100	
	47	253,600	266,200	283,100	331,000	393,700	413,400	437,700	459,600	
	48	254,500	267,300	284,700	332,900	395,400	414,600	438,500	460,100	
	49	255,500	268,300	286,500	334,500	396,800	416,000	439,000	460,700	
	50	256,600	269,400	288,300	336,100	397,800	416,800	439,400	461,000	
	51	257,600	270,400	289,900	337,700	398,900	417,600	439,800	461,300	
	52	258,700	271,500	291,400	339,400	399,900	418,300	440,100	461,700	
	53	259,700	272,600	292,800	341,100	401,200	418,800	440,400	462,100	
	54	260,900	273,700	294,600	342,800	402,300	419,600	440,800	462,300	
	55	261,700	275,000	296,300	344,700	403,500	420,300	441,100	462,600	
	56	262,900	276,200	298,100	346,500	404,700	420,900	441,400	462,800	
	57	263,900	277,200	299,800	347,600	406,000	421,600	441,700	463,200	
	58	264,900	278,800	301,500	349,300	406,900	422,000	442,000	463,400	
再	59	265,600	280,100	303,300	351,000	407,700	422,600	442,300	463,600	
任	60	266,600	281,700	305,000	352,600	408,400	423,200	442,600	463,800	
	61	267,700	283,400	306,500	354,200	408,900	423,600	442,900	464,200	
	62	268,700	285,000	308,400	355,900	409,600	424,200	443,200		
	63	269,700	286,500	310,200	357,700	410,300	424,700	443,500		
用	64	270,600	288,100	312,000	359,400	411,100	425,200	443,800		
	65	271,700	289,500	313,500	361,000	411,400	425,700	444,200		
職	66	272,900	290,900	315,100	362,600	412,100	426,300	444,500		
員	67	274,000	292,400	316,700	364,200	412,800	426,700	444,800		
	68	275,300	293,900	318,400	365,900	413,400	427,200	445,100		
	69	276,500	295,500	320,000	367,100	413,800	427,700	445,300		
	70	277,900	297,000	321,400	368,500	414,300	428,000	445,600		
以	71	279,300	298,600	322,900	369,900	414,900	428,300	445,900		
	72	280,600	300,100	324,500	371,200	415,500	428,600	446,200		
外	73	281,800	301,400	325,400	372,400	416,000	428,900	446,400		
	74	283,300	302,800	327,000	373,700	416,400	429,200	446,700		
	75	284,600	304,400	328,600	375,000	416,900	429,500	447,000		
の	76	285,800	305,900	330,300	376,300	417,400	429,800	447,300		
	77	287,100	307,000	332,100	377,700	417,900	430,000	447,500		
職	78	288,300	308,500	333,800	378,900	418,400	430,300	447,800		
員	79	289,500	309,800	335,400	380,100	419,000	430,600	448,100		
	80	290,400	311,400	337,100	381,300	419,600	430,900	448,500		
	81	291,800	312,900	338,800	382,600	420,000	431,100	448,700		
	82	293,000	314,300	340,600	383,800	420,600	431,400	449,000		
等	83	294,300	315,600	342,200	384,900	421,100	431,700	449,300		
	84	295,600	317,000	343,900	386,200	421,300	431,900	449,600		
	85	296,800	318,200	345,400	387,300	421,600	432,100	449,800		
	86	298,000	319,700	346,900	387,900	422,100	432,400			
	87	299,200	321,000	348,400	388,400	422,400	432,700			
	88	300,400	322,500	349,900	389,000	422,700	432,900			
	89	301,500	324,000	351,200	389,600	423,000	433,100			
	90	302,700	325,500	352,400	390,300	423,400	433,400			
	91	303,800	326,900	353,800	390,900	423,900	433,700			
	92	305,000	328,500	355,100	391,500	424,200	433,900			
	93	305,800	329,800	356,500	391,800	424,500	434,100			
	94	307,100	331,100	358,100	392,300					
	95	308,300	332,600	359,600	392,900					
	96	309,600	333,900	361,100	393,400					

97	310,600	335,100	362,400	393,800						
98	311,800	336,500	363,600	394,300						
99	313,000	337,800	364,700	394,900						
100	314,200	339,000	366,000	395,400						
101	315,500	340,500	367,100	395,800						
102	316,500	341,400	368,200	396,300						
103	317,600	342,500	369,400	396,900						
104	318,600	343,700	370,600	397,400						
105	319,500	344,900	371,800	397,700						
106	320,100	346,000	372,300	398,100						
107	320,700	347,000	372,900	398,700						
108	321,300	348,100	373,600	399,000						
109	321,800	349,400	374,200	399,300						
110	322,300	350,400	374,700	399,800						
111	322,800	351,400	375,200	400,300						
112	323,500	352,300	375,700	400,800						
113	324,300	353,300	376,100	401,200						
114	325,000	354,200	376,500	401,700						
115	325,700	355,200	377,100	402,200						
116	326,400	356,200	377,700	402,700						
117	327,000	357,300	378,100	403,000						
118	327,900	357,800	378,600	403,500						
119	328,600	358,400	379,200	404,000						
120	329,400	359,000	379,700	404,500						
121	330,000	359,300	379,800	404,900						
122	330,300	359,700	380,400	405,400						
123	330,800	360,200	380,900	405,800						
124	331,300	360,600	381,400	406,300						
125	331,600	361,000	381,900	406,700						
126		361,400	382,400							
127		361,900	382,900							
128		362,300	383,400							
129		362,700	383,700							
130		363,100	384,200							
131		363,500	384,700							
132		363,900	385,200							
133		364,100	385,500							
134		364,600	386,000							
135		365,100	386,400							
136		365,400	386,900							
137		365,700	387,200							
138		366,100	387,700							
139		366,600	388,200							
140		367,100	388,700							
141		367,400	389,000							
142		367,900								
143		368,400								
144		368,900								
145		369,200								
再任用職員	246,500	258,400	262,600	294,500	311,400	325,800	349,700	385,600	417,900	

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3

海 事 職 給 料 表

職員等の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	177,300	232,300	276,100	325,500	362,700
	2	179,700	234,500	277,900	327,600	365,100
	3	182,100	236,500	279,700	329,700	367,300
	4	184,600	238,600	281,400	331,700	369,700
	5	187,000	240,600	282,600	333,800	371,900
	6	189,600	242,600	284,600	335,700	375,100
	7	192,000	244,700	286,400	337,400	378,200
	8	194,600	246,700	288,200	339,100	381,200
	9	196,900	248,700	289,700	340,600	384,200
	10	199,300	250,500	292,200	343,000	387,400
	11	201,800	252,400	294,400	345,200	390,400
	12	204,300	254,300	296,600	347,800	393,400
	13	206,900	256,000	299,300	349,800	396,300
	14	209,600	258,000	301,900	352,200	399,000
	15	212,300	259,900	304,200	354,400	401,900
	16	215,000	261,600	306,400	356,800	404,600
	17	217,500	263,400	308,900	359,300	407,500
	18	220,200	265,300	311,000	361,800	409,600
	19	223,000	267,300	313,300	364,100	411,500
	20	225,800	269,100	315,300	366,700	413,600
	21	228,400	270,600	317,400	369,100	415,300
	22	230,100	272,200	318,500	371,500	417,400
	23	231,700	273,700	319,700	373,600	419,200
	24	233,300	275,200	320,800	376,000	421,200
	25	234,900	276,700	322,000	378,200	422,900
	26	236,200	278,200	323,600	380,600	424,600
	27	237,700	279,700	325,100	383,100	426,300
	28	238,900	281,100	326,600	385,400	428,000
	29	240,300	282,600	328,000	387,600	429,200
	30	241,200	284,000	329,600	389,600	430,800
	31	242,400	285,400	331,200	391,800	432,400
	32	243,500	286,400	332,800	393,900	434,000
	33	244,500	287,500	334,400	395,900	435,600
	34	245,400	288,900	336,000	397,700	437,000
	35	246,300	290,100	337,300	399,400	438,300
	36	247,000	291,200	338,800	401,200	439,500
	37	247,800	292,200	340,300	403,000	440,800
	38	248,600	293,400	342,000	404,400	441,800
	39	249,400	294,200	343,500	405,900	442,800
	40	250,200	295,100	344,800	407,400	443,800
	41	251,100	296,100	346,300	408,200	444,200
	42	252,000	297,100	347,700	409,500	444,900
	43	252,900	298,000	349,300	410,700	445,600
	44	253,800	298,700	350,800	412,200	446,300
	45	254,600	299,500	352,300	413,600	446,900
	46	255,400	300,700	353,700	415,000	447,200
	47	256,300	301,800	355,000	416,400	447,800
	48	257,100	303,100	356,400	417,700	448,400
	49	257,500	304,600	357,500	419,000	448,900

50	258,200	305,700	358,900	420,000	449,600
51	258,800	306,600	360,300	420,900	450,300
52	259,200	307,600	361,800	421,800	451,000
53	259,400	308,800	363,200	422,000	451,600
54	260,100	309,800	364,600	422,400	452,300
55	260,500	310,800	365,900	422,900	453,000
56	261,000	311,700	367,300	423,400	453,600
57	261,300	312,800	368,100	423,900	454,000
58	261,900	313,900	369,300	424,100	454,700
59	262,400	315,000	370,600	424,700	455,400
60	262,900	316,200	371,900	425,200	456,100
61	263,400	316,900	373,000	425,700	456,500
62	263,900	317,600	373,600	426,300	456,900
63	264,300	318,300	374,100	426,900	457,200
64	264,900	319,100	374,700	427,500	457,500
65	265,300	319,600	375,100	428,100	457,700
66	265,700	320,400	375,600	428,700	458,000
67	265,900	320,900	376,100	429,200	458,300
68	266,300	321,500	376,600	429,800	458,600
69	266,600	322,300	376,800	430,400	458,800
70			377,100	430,900	459,100
71			377,500	431,500	459,400
72			377,900	432,200	459,600
73			378,400	432,700	459,800
74			378,600	433,300	
75			379,100	433,800	
76			379,600	434,400	
77			380,100	434,900	
78			380,600	435,500	
79			381,100	436,200	
80			381,600	436,800	
81			382,100	437,100	
82			382,500	437,700	
83			383,000	438,400	
84			383,500	439,000	
85			383,900	439,400	
86			384,400	439,900	
87			384,800	440,700	
88			385,300	441,400	
89			385,800	441,600	
90			386,400		
91			386,900		
92			387,400		
93			387,700		
94			388,100		
95			388,600		
96			389,000		
97			389,500		
98			389,800		
99			390,400		
100			390,800		
101			391,400		
再任用職員	224,800	255,500	285,400	327,000	356,500

備考 この表は、練習船、警察用船舶等で人事委員会の指定するものに乗組む職員等に適用する。ただし、警察官、教育職員及び第26条に規定する者を除く。

別表第4

教 育 職 給 料 表

教育職給料表(1)

職員 等の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	161,800	207,400	335,900	425,600
	2	163,400	209,200	338,200	427,500
	3	164,900	210,600	340,500	429,300
	4	166,500	212,400	342,800	430,900
	5	168,200	214,200	345,100	432,500
	6	170,100	215,700	347,300	434,000
	7	172,000	217,500	349,600	435,900
	8	173,800	219,100	351,900	437,800
	9	175,700	220,800	353,900	439,600
	10	177,800	222,700	356,000	441,500
	11	179,800	224,500	358,300	443,400
	12	181,800	226,400	360,400	445,300
	13	183,900	227,900	362,600	447,000
	14	186,100	230,000	364,600	449,000
	15	188,400	232,000	366,700	450,800
	16	190,600	234,100	368,700	452,800
	17	193,000	235,800	370,600	454,500
	18	195,700	238,600	372,500	456,300
	19	198,200	241,400	374,600	458,200
	20	200,800	244,100	376,600	460,000
	21	203,300	246,500	378,400	461,700
	22	205,100	249,400	380,300	463,400
	23	206,800	252,000	382,200	465,400
	24	208,600	254,700	384,100	467,100
	25	210,100	257,300	385,500	468,800
	26	211,400	259,800	387,300	470,500
	27	213,200	262,300	389,100	472,100
	28	214,800	264,700	391,100	473,700
	29	216,200	267,300	392,900	475,200
	30	217,900	269,700	394,900	476,500
	31	219,600	271,900	396,800	477,900
	32	221,200	274,200	398,900	479,200
	33	222,800	276,200	400,600	480,400
	34	224,700	278,500	402,400	481,100
	35	226,500	280,700	404,000	481,900
	36	228,300	282,800	405,800	482,600
	37	229,800	285,000	407,100	483,200
	38	231,600	287,000	408,600	
	39	233,500	288,900	410,000	
	40	235,200	291,000	411,500	
	41	236,900	292,700	413,200	
	42	238,600	295,200	414,600	
	43	240,200	297,600	416,000	
	44	241,700	300,100	417,400	
	45	243,400	302,100	419,100	
	46	244,800	304,600	420,400	
	47	246,100	307,100	421,900	
	48	247,200	309,800	423,600	

	49	248,700	312,200	425,300
	50	250,200	314,600	426,700
	51	251,400	317,100	428,400
	52	252,800	319,300	429,900
	53	254,000	321,700	431,700
	54	255,200	323,900	433,200
	55	256,600	326,000	434,800
	56	257,700	328,200	436,500
	57	259,000	330,500	438,000
	58	260,100	332,700	439,500
	59	261,200	334,800	440,800
	60	262,300	336,900	442,000
	61	263,600	339,100	443,200
再	62	265,000	341,200	444,500
任	63	266,400	343,400	445,800
	64	267,500	345,700	447,000
用	65	268,700	347,600	448,300
	66	270,200	349,900	449,500
	67	271,800	352,000	450,700
	68	273,400	354,200	451,900
職	69	275,000	356,200	453,200
	70	276,400	358,200	454,400
	71	277,800	360,300	455,600
	72	279,100	362,400	456,900
員	73	280,200	364,100	458,000
	74	281,600	366,000	458,600
	75	283,100	367,900	459,100
	76	284,300	369,800	459,600
以	77	285,700	371,700	460,100
	78	287,000	373,400	
	79	288,100	375,200	
外	80	289,300	376,800	
	81	290,500	378,400	
の	82	291,700	379,900	
	83	292,900	381,400	
	84	294,100	382,900	
職	85	295,400	383,900	
	86	296,500	385,300	
	87	297,700	386,800	
	88	298,900	388,100	
	89	300,100	389,400	
等	90	301,200	390,800	
	91	302,400	392,000	
	92	303,600	393,300	
	93	304,400	394,700	
	94	305,400	395,800	
	95	306,600	397,100	
	96	307,800	398,300	
	97	308,800	399,800	
	98	309,900	400,800	
	99	310,900	401,900	
	100	312,000	403,000	
	101	312,900	403,900	
	102	314,000	404,900	
	103	315,200	405,900	
	104	316,200	407,100	

105	316,700	407,800		
106	317,600	408,700		
107	318,400	409,600		
108	319,300	410,500		
109	320,200	411,400		
110	320,600	412,300		
111	321,000	413,100		
112	321,500	413,900		
113	322,100	414,500		
114	322,500	415,300		
115	323,000	416,000		
116	323,600	416,700		
117	324,200	417,300		
118	324,700	417,800		
119	325,100	418,200		
120	325,600	418,600		
121	326,100	419,000		
122	326,500	419,400		
123	326,900	419,700		
124	327,500	419,900		
125	328,100	420,100		
126	328,400	420,400		
127	328,700	420,700		
128	329,000	420,900		
129	329,200	421,100		
130	329,500	421,400		
131	329,800	421,700		
132	330,100	421,900		
133	330,300	422,100		
134	330,500	422,400		
135	330,700	422,700		
136	331,000	422,900		
137	331,300	423,100		
138	331,500	423,400		
139	331,900	423,700		
140	332,200	423,900		
141	332,400	424,100		
142	332,600	424,400		
143	332,900	424,700		
144	333,100	424,900		
145	333,400	425,100		
146	333,600			
147	333,900			
148	334,200			
149	334,400			
150	334,600			
151	334,900			
152	335,200			
153	335,400			
再任用職員	238,800	280,000	337,800	423,800

- 備考 (1) この表は、県立の高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員並びに人事委員会で定める者に適用する。ただし、第26条に規定する者を除く。
 (2) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が3級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(2)

職員 等の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	161,900	178,400	267,700	296,200	415,200
	2	163,400	180,500	270,200	299,000	416,700
	3	164,900	182,600	272,600	301,700	418,200
	4	166,500	184,900	274,900	304,300	419,700
	5	168,200	186,900	277,400	306,800	421,100
	6	170,100	189,200	279,900	309,200	422,500
	7	172,000	191,400	282,200	311,700	424,100
	8	173,800	193,700	284,400	314,100	425,700
	9	175,700	196,100	286,600	316,400	427,100
	10	177,800	198,900	288,900	319,100	428,600
	11	179,900	201,700	291,300	321,900	430,000
	12	181,900	204,500	293,600	324,800	431,300
	13	184,000	207,400	295,900	327,400	432,700
	14	186,200	209,200	298,000	329,500	434,100
	15	188,500	210,600	299,900	331,500	435,500
	16	190,700	212,400	302,000	333,700	437,000
	17	193,100	214,200	304,100	336,000	438,200
	18	195,800	215,700	306,600	338,300	439,500
	19	198,300	217,500	309,200	340,600	440,700
	20	200,900	219,100	311,900	342,800	442,000
	21	203,400	220,800	314,200	345,200	443,100
	22	205,200	222,700	316,800	347,400	444,400
	23	206,900	224,500	319,200	349,600	445,700
	24	208,700	226,400	322,000	351,900	447,000
	25	210,200	227,900	324,600	354,000	448,400
	26	211,400	230,000	326,900	355,800	449,600
	27	213,100	232,000	329,400	357,700	450,600
	28	214,500	234,100	331,500	359,600	451,700
	29	216,100	235,800	333,700	361,500	453,000
	30	217,800	238,600	335,700	363,300	453,800
	31	219,500	241,300	338,000	365,000	454,600
	32	221,100	244,000	340,100	367,000	455,500
	33	222,600	246,500	342,200	368,700	456,500
	34	224,400	249,400	344,300	370,400	457,000
	35	226,100	252,000	346,400	372,100	457,500
	36	227,700	254,800	348,400	374,000	458,000
	37	229,200	257,300	350,500	375,900	458,500
	38	230,900	259,800	352,400	377,400	
	39	232,700	262,400	354,400	378,900	
	40	234,300	264,700	356,300	380,500	
	41	235,800	267,300	358,300	381,700	
	42	237,600	269,800	360,100	383,100	
	43	239,200	272,000	362,000	384,500	
	44	240,700	274,300	363,700	386,100	
	45	242,400	276,300	365,500	387,500	
	46	243,900	278,500	367,200	389,100	
	47	245,500	280,700	368,800	390,800	
	48	246,700	282,900	370,400	392,300	
	49	248,100	285,100	371,800	393,700	
	50	249,500	287,100	373,300	395,300	
	51	251,000	289,000	374,900	396,800	

	52	252,100	291,000	376,400	398,300
	53	253,200	292,800	378,000	399,500
	54	254,600	295,300	379,500	400,800
	55	255,900	297,700	381,000	401,900
	56	257,000	300,200	382,600	403,100
	57	258,200	302,100	384,100	404,500
	58	259,500	304,700	385,500	405,700
	59	260,500	307,100	387,000	407,000
	60	261,700	309,800	388,300	408,300
	61	263,000	312,200	389,200	409,400
	62	264,300	314,600	390,500	410,400
	63	265,500	317,100	391,600	411,900
	64	266,300	319,400	392,700	413,200
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員 等	65	267,200	321,700	393,600	414,400
	66	268,600	323,900	394,900	415,600
	67	270,100	326,000	395,900	416,800
	68	271,500	328,200	397,000	417,900
	69	273,100	330,600	398,200	419,000
	70	274,700	332,800	399,300	420,200
	71	276,200	334,900	400,400	421,400
	72	277,400	337,000	401,600	422,600
	73	278,600	339,100	402,700	423,300
	74	279,800	341,200	403,800	424,100
	75	281,100	343,400	404,900	424,800
	76	282,400	345,700	406,000	425,300
	77	283,800	347,500	407,000	425,600
	78	284,900	349,500	407,900	426,000
	79	286,000	351,400	408,900	426,400
	80	287,300	353,300	409,900	426,800
81	288,500	355,100	410,700	427,100	
82	289,500	356,900	411,600	427,600	
83	290,700	358,600	412,300	428,000	
84	291,900	360,400	413,100	428,300	
85	292,900	361,800	413,800	428,600	
86	293,800	363,400	414,600	429,000	
87	294,800	364,900	415,400	429,400	
88	295,800	366,400	416,100	429,700	
89	296,900	367,800	416,700	430,000	
90	297,800	369,100	417,400	430,300	
91	298,700	370,600	417,900	430,600	
92	299,600	372,000	418,600	430,800	
93	300,100	373,500	419,000	431,000	
94	300,800	374,800	419,500		
95	301,600	376,100	419,800		
96	302,300	377,300	420,100		
97	303,100	378,400	420,400		
98	303,900	379,400	420,700		
99	304,700	380,300	421,000		
100	305,400	381,300	421,200		
101	306,300	382,300	421,400		
102	306,800	383,300	421,700		
103	307,300	384,300	422,000		
104	307,800	385,300	422,200		
105	308,000	386,200	422,400		
106	308,400	387,100	422,700		
107	308,600	388,000	423,000		
108	308,800	389,000	423,200		

	109	309,000	389,800	423,400		
	110	309,200	390,900	423,700		
	111	309,500	391,900	424,000		
	112	309,800	392,900	424,200		
	113	310,000	393,500	424,400		
	114	310,200	394,500	424,700		
	115	310,400	395,400	425,000		
	116	310,800	396,300	425,200		
	117	311,100	397,100	425,400		
	118	311,400	397,800			
	119	311,700	398,700			
	120	312,000	399,500			
	121	312,100	400,100			
	122	312,300	400,900			
	123	312,600	401,600			
	124	312,900	402,300			
	125	313,100	403,000			
	126		403,700			
	127		404,200			
	128		404,800			
	129		405,500			
	130		406,100			
	131		406,600			
	132		407,200			
	133		407,500			
	134		407,800			
	135		408,100			
	136		408,400			
	137		408,700			
	138		409,000			
	139		409,300			
	140		409,600			
	141		409,900			
	142		410,200			
	143		410,500			
	144		410,800			
	145		411,100			
	146		411,400			
	147		411,700			
	148		411,900			
	149		412,100			
	150		412,400			
	151		412,700			
	152		412,900			
	153		413,100			
	154		413,400			
	155		413,700			
	156		413,900			
	157		414,100			
再任用職員		229,800	276,700	304,200	330,900	413,500

- 備考 (1) この表は、県立の中学校並びに市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教育職員並びに人事委員会で定める者に適用する。ただし、第26条に規定する者を除く。
- (2) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が3級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第5

研 究 職 給 料 表

職員等の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	147,800	198,700	285,900	337,000	396,500
	2	149,000	201,300	288,400	339,200	399,500
	3	150,200	203,800	290,900	341,500	402,200
	4	151,300	206,200	293,100	343,500	405,100
	5	152,400	208,800	295,500	345,500	407,400
	6	153,800	211,100	297,700	347,600	410,100
	7	155,100	213,500	299,800	349,600	412,900
	8	156,400	215,700	301,700	351,700	415,600
	9	157,600	217,900	303,900	353,800	418,300
	10	159,300	220,300	306,500	355,800	421,000
	11	160,900	222,800	309,200	357,900	423,800
	12	162,600	225,200	311,800	359,900	426,600
	13	164,100	227,000	314,100	362,100	429,300
	14	166,100	229,500	316,800	364,000	432,100
	15	168,000	231,900	319,400	365,900	434,900
	16	170,000	234,200	322,200	367,800	437,600
	17	171,800	236,500	324,700	369,700	440,200
	18	174,100	239,400	326,900	371,600	442,800
	19	176,300	242,300	329,200	373,600	445,400
	20	178,500	245,300	331,200	375,600	448,000
	21	180,700	247,700	333,600	377,200	450,600
	22	183,200	250,500	335,600	379,300	453,300
	23	185,500	253,000	337,500	381,100	455,900
	24	187,900	255,700	339,400	383,100	458,400
	25	190,100	258,400	341,600	384,600	460,700
	26	192,400	260,800	343,500	386,400	463,000
	27	194,500	263,000	345,200	388,300	465,600
	28	196,700	265,300	347,100	390,300	468,100
	29	198,800	268,000	349,100	392,100	470,700
	30	200,400	270,300	350,800	394,100	473,300
	31	202,200	272,100	352,400	396,000	475,800
	32	204,000	274,200	354,200	397,900	478,400
	33	205,600	276,100	355,500	399,600	480,700
	34	207,600	278,200	356,900	401,400	483,200
	35	209,500	280,200	358,500	403,100	485,600
	36	211,300	282,200	360,000	404,900	488,200
	37	213,000	284,000	361,300	406,100	490,700

	38	214,900	285,400	362,700	407,700	493,200
	39	216,800	286,800	364,100	409,100	495,700
	40	218,600	288,200	365,600	410,500	498,200
	41	220,600	289,600	366,300	412,000	500,600
	42	222,500	290,700	367,400	413,300	502,900
	43	224,400	291,700	368,700	414,900	505,100
	44	226,200	292,400	369,800	416,400	507,400
	45	228,000	293,200	371,000	417,800	509,100
	46	229,900	294,400	372,200	419,100	510,600
	47	231,700	295,600	373,600	420,700	512,200
	48	233,500	296,800	374,700	422,300	513,800
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員 等	49	235,100	298,100	375,800	423,700	515,500
	50	236,900	299,400	377,100	425,100	517,000
	51	238,600	300,500	378,400	426,600	518,400
	52	240,300	301,600	379,700	428,100	519,900
	53	241,900	302,800	380,400	429,500	521,100
	54	243,700	304,100	381,400	430,900	522,300
	55	245,300	305,300	382,400	432,400	523,500
	56	246,900	306,300	383,400	433,800	524,700
	57	248,300	307,400	384,200	434,900	525,700
	58	249,500	308,600	385,000	436,200	526,700
	59	250,500	309,700	385,700	437,600	527,700
	60	251,600	310,900	386,500	438,900	528,700
	61	252,600	311,800	387,100	439,800	529,800
	62	253,700	312,900	387,800	440,700	530,700
	63	254,600	314,000	388,700	441,700	531,400
	64	255,700	315,100	389,600	442,600	532,200
	65	256,900	316,200	390,300	443,500	533,000
	66	257,900	317,300	391,100	444,400	533,800
	67	259,100	318,300	391,900	445,000	534,600
	68	259,800	319,400	392,700	445,800	535,400
	69	260,700	320,500	393,300	446,200	536,200
	70	262,200	321,500	394,000	446,800	537,000
	71	263,600	322,600	394,800	447,300	537,800
	72	265,000	323,800	395,500	447,800	538,600
	73	266,500	324,400	396,100	448,400	539,300
	74	267,900	325,400	396,700		
	75	269,100	326,500	397,300		
	76	270,400	327,700	398,000		
	77	271,500	328,800	398,800		
	78	272,600	329,800	399,400		
	79	273,900	330,700	400,000		
	80	275,100	331,600	400,600		
	81	276,500	332,800	401,200		

82	277,800	333,600	401,800		
83	279,100	334,200	402,500		
84	280,300	335,000	403,100		
85	281,400	335,500	403,600		
86	282,600	336,100	404,100		
87	283,900	336,600	404,600		
88	285,100	337,100	405,300		
89	286,100	337,400	405,700		
90	287,400	337,900			
91	288,500	338,400			
92	289,700	338,900			
93	290,700	339,200			
94	291,700	339,600			
95	292,700	340,200			
96	293,700	340,700			
97	294,200	341,200			
98	295,200	341,700			
99	295,900	342,200			
100	296,800	342,700			
101	297,700	343,200			
102	298,500	343,700			
103	299,200	344,300			
104	299,900	344,800			
105	300,600	345,300			
106	301,100	345,700			
107	301,500	346,200			
108	302,000	346,600			
109	302,200	347,100			
110	302,600	347,500			
111	302,900	348,000			
112	303,200	348,500			
113	303,500	349,000			
114	303,800	349,400			
115	304,100	349,900			
116	304,400	350,300			
117	304,700	350,800			
118	305,100	351,200			
119	305,400	351,600			
120	305,800	352,000			
121	306,100	352,400			
再任用職員	221,900	264,100	289,300	332,500	392,300

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員等で人事委員会で定めるものに適用する。

別表第6

医 療 職 給 料 表

医療職給料表(1)

職員等の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	249,800	335,000	399,000	471,700
	2	252,300	338,000	401,900	474,000
	3	254,800	340,900	404,500	476,200
	4	257,300	343,800	407,200	478,500
	5	259,500	346,500	409,800	480,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900
	7	267,100	352,800	414,900	485,100
	8	270,900	355,900	417,300	487,300
再	9	274,500	358,700	419,500	489,300
	10	278,500	361,400	422,200	491,400
任	11	282,500	364,500	424,800	493,500
	12	286,500	367,700	427,500	495,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700
	14	294,300	374,100	432,400	499,800
用	15	298,200	377,100	434,800	501,900
	16	302,100	380,700	437,300	504,000
	17	305,800	384,300	439,300	506,100
職	18	309,400	387,000	441,700	508,100
	19	312,900	389,500	444,000	510,100
員	20	316,500	392,100	446,400	512,100
	21	320,100	394,900	447,900	513,900
	22	323,800	397,200	450,300	515,700
	23	327,300	399,700	452,600	517,600
以	24	330,600	401,800	454,900	519,500
	25	334,100	403,800	456,900	521,200
	26	336,800	406,100	459,200	523,000
	27	339,400	408,300	461,400	524,800
	28	342,000	410,600	463,700	526,600
	29	344,800	412,900	465,800	528,200
	30	346,700	415,000	468,100	530,000
	31	348,900	417,000	470,400	531,800
職	32	351,300	419,100	472,600	533,600
	33	353,500	421,000	474,600	535,200
	34	355,800	422,800	476,700	537,000
	35	357,900	424,600	478,800	538,700
員	36	360,200	426,600	480,900	540,500
	37	362,400	428,500	483,000	542,100
等	38	364,800	430,500	484,800	543,700
	39	367,000	432,400	486,600	545,100
	40	369,000	434,400	488,400	546,700
	41	371,300	436,200	490,100	548,200
	42	372,500	438,000	491,900	549,600
	43	373,900	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500

48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500	
87		481,400	539,400	
88		481,900	540,300	
89		482,400	541,100	
90		483,000		
91		483,600		
92		484,000		
93		484,500		
94		485,100		
95		485,700		
96		486,300		
97		486,800		
再任用職員	296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、社会福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務する医師及び歯科医師に適用する。

医療職給料表(2)

職員 等の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	152,700	191,500	226,800	253,100	285,300	333,100	378,700
	2	154,200	193,100	228,500	254,500	287,400	335,100	381,500
	3	155,600	194,700	230,000	255,600	289,500	337,300	384,100
	4	157,000	196,400	231,600	257,000	291,700	339,500	386,900
	5	158,300	197,900	233,000	258,100	293,800	341,600	389,300
	6	160,100	199,400	234,600	259,400	295,800	343,800	392,100
	7	161,900	201,000	236,000	260,500	298,000	345,900	394,800
	8	163,600	202,500	237,600	261,700	300,200	348,100	397,500
	9	165,300	204,000	238,900	262,900	302,200	350,200	399,700
	10	167,000	205,700	240,400	263,900	304,500	352,300	402,000
	11	168,700	207,400	241,700	264,900	306,500	354,500	404,300
	12	170,600	208,900	243,100	265,900	308,600	356,700	406,600
	13	172,100	210,500	244,900	267,200	310,800	358,400	408,700
	14	174,100	212,100	246,300	268,800	312,800	360,400	410,800
	15	176,100	213,500	247,300	270,300	314,900	362,300	412,800
	16	178,000	215,200	248,700	271,700	316,900	364,300	415,000
	17	180,000	216,700	249,800	273,200	319,100	366,300	416,800
	18	181,900	218,400	251,100	275,100	321,200	368,300	418,800
	19	183,800	220,100	252,200	276,800	323,200	370,400	420,800
	20	185,700	221,800	253,500	278,800	325,300	372,400	422,900
	21	187,700	223,000	254,700	280,400	327,200	374,300	424,700
	22	189,200	224,600	255,800	282,100	329,300	376,300	426,300
	23	190,800	225,900	256,700	284,000	331,100	378,500	428,000
	24	192,300	227,500	257,800	285,700	333,200	380,600	429,500
	25	193,900	228,800	259,100	287,600	335,200	382,000	431,000
	26	195,100	230,200	260,500	289,500	337,200	383,800	432,400
	27	196,600	231,400	261,800	291,400	339,200	385,700	433,700
	28	198,000	232,700	263,200	293,100	341,300	387,400	435,000
	29	199,400	234,200	264,700	295,100	342,800	389,200	436,400
	30	200,700	235,600	266,400	296,900	344,600	390,800	437,600
	31	201,800	237,000	268,100	298,800	346,300	392,400	438,800
	32	203,200	238,400	269,800	300,600	348,100	394,200	439,900
	33	204,600	239,700	271,200	302,400	350,000	395,500	441,100
	34	206,000	241,000	272,900	304,200	351,800	396,800	442,300
	35	207,300	242,000	274,600	305,900	353,800	398,200	443,500
	36	208,700	243,300	276,300	307,700	355,600	399,400	444,800

	37	209,800	244,600	277,800	309,200	357,500	400,500	446,100
	38	211,200	245,900	279,600	311,000	359,200	401,700	446,900
	39	212,400	247,000	281,200	312,600	360,900	402,900	447,300
	40	213,700	248,300	282,900	314,200	362,600	404,000	448,000
	41	214,900	249,600	284,600	316,100	363,800	404,800	448,600
	42	216,100	250,900	286,100	317,800	364,900	405,600	449,000
	43	217,200	252,000	287,900	319,500	366,200	406,400	449,400
	44	218,400	252,900	289,500	321,200	367,400	407,200	449,800
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員 等	45	219,700	254,200	291,100	322,300	368,600	407,600	450,200
	46	220,700	255,600	292,800	323,800	369,500	408,200	450,600
	47	221,600	257,000	294,500	325,300	370,700	408,700	451,000
	48	222,700	258,500	296,000	326,900	371,800	409,100	451,300
	49	223,800	260,000	297,400	328,400	372,800	409,500	451,600
	50	224,800	261,300	299,100	329,700	373,900	409,800	452,000
	51	225,600	262,700	300,500	330,900	374,900	410,100	452,400
	52	226,500	264,100	302,100	332,300	375,900	410,400	452,700
	53	227,100	265,200	303,600	333,400	376,700	410,800	453,000
	54	228,100	266,600	305,100	334,400	377,600	411,100	
	55	228,700	267,900	306,600	335,500	378,500	411,400	
	56	229,700	269,300	308,100	336,600	379,400	411,700	
	57	230,400	270,400	309,400	337,100	379,900	412,000	
	58	231,300	271,600	310,600	338,000	380,700	412,300	
	59	231,900	272,900	311,900	338,800	381,500	412,600	
	60	232,800	274,200	313,300	339,700	382,300	413,000	
61	233,600	275,200	314,600	340,600	382,700	413,200		
62	234,400	276,400	315,800	340,900	383,400	413,500		
63	235,300	277,600	317,100	341,500	384,100	413,800		
64	236,300	278,900	318,300	342,200	384,800	414,100		
65	237,000	279,900	319,800	342,800	385,200	414,300		
66	237,700	281,000	320,600	343,500	385,900			
67	238,500	282,100	321,400	344,300	386,600			
68	239,300	283,200	322,200	345,000	387,200			
69	239,900	284,300	322,800	345,700	387,600			
70	240,600	285,300	323,600	346,200	388,100			
71	241,300	286,500	324,300	346,800	388,600			
72	242,000	287,600	324,900	347,400	389,100			
73	242,700	288,500	325,600	347,700	389,700			
74	243,500	289,200	325,800	348,400	390,300			
75	244,200	289,600	326,400	348,900	390,900			
76	245,000	290,500	327,000	349,500	391,500			

77	245,600	291,300	327,700	350,000	392,000		
78	246,200	291,900	328,200	350,500	392,500		
79	246,800	292,500	328,700	351,000	393,000		
80	247,300	293,100	329,200	351,400	393,500		
81	247,600	293,800	329,800	351,700	393,800		
82	248,000	294,400	330,300	352,000	394,400		
83	248,300	294,800	330,700	352,400	394,800		
84	248,700	295,200	331,200	352,700	395,200		
85	249,100	295,400	331,800	353,200	395,600		
86		295,600	332,200	353,500			
87		295,800	332,400	353,800			
88		296,000	332,800	354,100			
89		296,400	333,200	354,500			
90		296,600	333,600	354,800			
91		296,800	334,000	355,200			
92		297,000	334,400	355,500			
93		297,400	334,700	355,900			
94		297,600	334,900	356,200			
95		297,800	335,300	356,600			
96		298,100	335,600	356,900			
97		298,500	335,800	357,200			
98		298,800	336,100	357,600			
99		299,000	336,400	358,000			
100		299,300	336,700	358,400			
101		299,600	336,900	358,900			
102		299,800	337,200	359,300			
103		300,000	337,600	359,700			
104		300,300	337,800	360,100			
105		300,600	337,900	360,600			
106			338,200				
107			338,600				
108			338,900				
109			339,100				
110			339,500				
111			339,900				
112			340,300				
113			340,500				
再任用職員	192,500	219,700	248,400	262,100	287,900	329,300	372,400

備考 この表は、社会福祉施設、総合支庁等で人事委員会の指定するものに勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師及び保育士並びにその他の医療技術職員で人事委員会で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員等の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	167,200	195,100	243,700	266,400	291,400	336,200
	2	168,600	197,300	245,600	267,300	293,300	338,400
	3	170,100	199,400	247,300	268,300	295,100	340,600
	4	171,500	201,500	249,000	269,300	297,100	342,800
	5	172,900	203,600	250,400	270,100	298,900	345,000
	6	174,400	206,000	251,700	271,000	300,700	347,100
	7	176,000	208,300	252,700	271,800	302,600	349,400
	8	177,500	210,700	254,000	272,900	304,400	351,500
	9	178,800	213,200	255,200	274,000	306,200	353,200
	10	180,600	214,600	256,200	274,600	308,100	355,200
	11	182,200	216,000	257,000	275,700	309,900	357,200
	12	183,900	217,300	258,000	277,000	311,800	359,200
	13	185,400	218,600	259,200	278,300	313,400	361,300
	14	187,400	219,900	260,200	279,600	315,100	363,400
	15	189,500	221,500	261,100	280,900	316,900	365,600
	16	191,500	222,800	262,000	282,300	318,700	367,600
	17	193,800	224,000	262,900	283,500	320,600	369,700
	18	196,000	225,600	263,700	284,900	322,200	371,700
	19	198,100	227,100	264,700	286,000	324,000	373,900
	20	200,300	228,500	265,600	287,600	325,700	376,000
	21	202,400	229,900	266,500	289,200	327,200	377,700
	22	204,700	231,600	267,300	290,700	328,800	379,800
	23	206,900	233,200	268,300	292,200	330,400	382,000
	24	209,200	234,900	269,300	293,600	331,900	384,000
	25	211,200	236,300	270,500	294,800	333,600	386,100
	26	212,600	238,000	271,900	296,600	335,000	387,700
	27	213,700	239,600	273,100	298,400	336,600	389,600
	28	215,000	241,300	274,400	300,100	338,200	391,600
	29	216,200	242,900	275,500	301,700	339,500	393,400
	30	217,300	244,200	277,000	303,400	341,100	395,200
	31	218,600	245,400	278,500	304,900	342,500	397,100
	32	219,800	246,600	280,000	306,600	344,000	399,000
	33	221,000	248,000	281,600	308,200	345,700	400,700
	34	222,300	249,000	283,100	309,700	347,200	402,500
	35	223,600	249,800	284,400	311,400	348,900	404,300
	36	224,800	251,000	285,700	313,000	350,400	406,000
	37	226,200	252,000	287,300	314,500	352,100	407,700
	38	227,600	253,100	288,600	315,900	353,800	409,400
	39	228,800	253,900	290,100	317,500	355,300	411,300
	40	230,200	254,900	291,500	319,100	357,000	413,100
	41	231,200	255,800	293,100	320,700	358,200	414,600
	42	232,700	256,500	294,500	322,100	359,700	416,200
	43	234,000	257,400	296,000	323,600	361,300	417,700
	44	235,300	258,300	297,600	325,100	362,700	419,100
	45	236,600	259,200	299,100	326,100	364,200	420,200
	46	237,900	260,100	300,500	327,500	365,300	421,300
	47	239,100	261,000	302,000	329,000	366,800	422,400
	48	240,400	262,000	303,600	330,500	368,100	423,700
	49	241,500	263,000	304,900	331,600	369,600	425,000
	50	242,500	264,200	306,200	333,100	371,000	426,100
	51	243,500	265,300	307,600	334,400	372,300	427,300
	52	244,600	266,500	309,000	335,700	373,700	428,400
	53	245,700	267,700	310,500	337,200	375,200	429,600

	54	246,700	269,100	311,900	338,600	376,400	430,600
	55	247,700	270,500	313,300	340,000	377,600	431,700
	56	248,600	272,000	314,700	341,400	378,800	432,800
	57	249,600	273,600	315,800	342,300	379,900	433,900
	58	250,500	275,200	317,000	343,600	380,800	434,400
	59	251,300	276,600	318,200	344,900	381,900	435,000
	60	252,200	278,100	319,700	346,200	382,900	435,400
	61	253,200	279,500	320,800	347,200	383,500	436,100
	62	254,000	280,900	322,000	348,100	384,300	436,600
	63	254,900	282,500	323,400	349,400	385,100	437,000
	64	255,900	283,900	324,600	350,700	386,000	437,500
	65	256,800	285,500	325,900	351,800	386,600	438,100
	66	257,700	286,900	327,200	353,100	387,300	438,500
	67	258,900	288,300	328,600	354,300	388,100	438,800
	68	259,800	289,800	329,900	355,400	388,800	439,100
再	69	260,500	291,100	330,600	356,400	389,400	439,500
任	70	261,500	292,600	331,800	357,500	390,100	
	71	262,700	294,100	332,900	358,600	390,800	
用	72	263,900	295,600	333,800	359,700	391,400	
	73	265,300	296,800	335,000	360,500	392,100	
	74	266,600	298,200	335,700	361,700	392,600	
職	75	267,800	299,600	336,900	362,800	393,200	
	76	269,000	300,900	338,100	363,900	393,700	
	77	270,000	302,400	339,200	364,600	394,100	
	78	271,000	303,800	340,500	365,400	394,700	
	79	272,300	305,000	341,600	366,200	395,200	
員	80	273,600	306,300	342,800	366,900	395,500	
	81	274,800	307,100	343,900	367,400	395,800	
	82	275,700	308,300	345,100	367,900	396,300	
	83	276,700	309,400	346,100	368,500	396,700	
以	84	277,800	310,600	347,200	369,100	397,000	
	85	278,800	311,800	348,100	369,700	397,300	
	86	279,700	312,900	349,200	370,200	397,800	
外	87	280,800	314,100	350,100	370,800	398,400	
	88	281,900	315,300	351,100	371,300	398,800	
	89	282,900	316,600	352,100	371,700	399,100	
の	90	283,800	317,800	352,900	372,100	399,500	
	91	284,700	319,000	353,700	372,700	400,000	
	92	285,700	320,300	354,500	373,300	400,400	
職	93	286,800	321,100	355,000	373,600	400,800	
	94	287,800	321,800	355,600	374,100		
	95	288,700	322,500	356,300	374,500		
員	96	289,700	323,100	357,000	374,900		
	97	290,600	323,800	357,400	375,500		
	98	291,400	324,100	357,800	376,000		
等	99	292,100	324,700	358,300	376,500		
	100	293,000	325,400	358,700	377,000		
	101	293,800	325,800	359,200	377,600		
	102	294,600	326,400	359,600	378,100		
	103	295,400	327,000	360,100	378,600		
	104	296,200	327,700	360,500	379,000		
	105	296,900	328,100	360,900	379,600		
	106	297,400	328,600	361,400	380,100		
	107	297,900	329,100	361,800	380,600		
	108	298,500	329,600	362,200	381,100		
	109	298,700	330,000	362,700	381,700		
	110	299,000	330,400	363,200	382,200		
	111	299,200	330,700	363,700	382,700		
	112	299,600	331,000	364,200	383,200		
	113	299,800	331,400	364,700	383,800		
	114	300,000	331,900	365,200			

115	300,400	332,300	365,700				
116	300,700	332,600	366,100				
117	301,000	332,700	366,500				
118	301,300	333,000	366,900				
119	301,600	333,400	367,400				
120	302,000	333,600	367,900				
121	302,300	333,800	368,300				
122	302,700	334,100	368,800				
123	303,000	334,400	369,300				
124	303,400	334,700	369,800				
125	303,600	334,900	370,200				
126	303,800	335,200					
127	304,100	335,600					
128	304,500	335,800					
129	304,700	335,900					
130	305,000	336,200					
131	305,400	336,600					
132	305,800	336,900					
133	305,900	337,200					
134	306,200	337,600					
135	306,700	338,000					
136	307,000	338,400					
137	307,200	338,700					
138	307,500	339,100					
139	307,900	339,500					
140	308,200	339,900					
141	308,400	340,200					
142	308,800	340,600					
143	309,200	340,900					
144	309,500	341,300					
145	309,600	341,600					
146	309,900	342,000					
147	310,200	342,400					
148	310,600	342,800					
149	310,900	343,100					
150	311,100	343,500					
151	311,400	343,900					
152	311,700	344,300					
153	312,100	344,600					
154	312,300						
155	312,500						
156	312,800						
157	313,100						
158	313,400						
159	313,700						
160	314,000						
161	314,400						
162	314,700						
163	315,000						
164	315,300						
165	315,700						
166	316,000						
167	316,300						
168	316,600						
169	317,000						
再任用職員	239,900	260,700	267,900	278,400	295,000	332,800	

備考 この表は、社会福祉施設、総合支庁等で人事委員会の指定するものに勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

第2条 山形県職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条の5第1項各号中「12,000円」を「14,000円」に改め、同条第2項中「掲げる額の」を「定める額の」に改め、同項第1号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同号イ中「23,000円」を「25,000円」に、「12,000円」を「14,000円」に改め、同号ロ中「23,000円」を「25,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改める。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の90」を「100分の92.5」に、「100分の110」、12月に支給する場合には100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）を「100分の112.5」に改める。

（山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第3条 山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年12月県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第7条の3各号中「12,000円」を「14,000円」に改める。

（山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第4条 山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成14年12月県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第9条各号中「12,000円」を「14,000円」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中

381,000

 を

382,000

 に改める。

第5条第2項中「100分の162.5」を「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

第6条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第7条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表中

336,000
373,000

 を

337,000
374,000

 に改める。

第6条第2項中「100分の162.5」を「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

第8条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第4条まで、第6条及び第8条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の山形県職員等の給与に関する条例（附則第4項において「改正後の給与条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（同項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第7条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（同項において「改正後の任期付研究員条

例」という。)の規定は、平成31年4月1日(次項において「適用日」という。)から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 適用日前に職務の級を異にして異動した職員等(山形県職員等の給与に関する条例第1条に規定する職員等をいう。以下この項において同じ。)及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員等の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の任期付研究員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の山形県職員等の給与に関する条例、第5条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第7条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の任期付研究員条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例(第3条及び第4条の規定を除く。)の施行に関し必要な事項は人事委員会規則で、第3条の規定の施行に関し必要な事項は企業管理者が、第4条の規定の施行に関し必要な事項は病院事業管理者が定める。

(山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 6 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年12月県条例第57号)の一部を次のように改正する。

附則第10項の見出し及び同項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第21号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例(平成12年3月県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第72号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改め、同項第385号中「第4条第2項」を「第4条第3項」に、「19,300円」を「24,400円」に改め、同項第386号中「17,900円」を「18,500円」に改め、同項第458号中「の申請」を「又は同項ただし書に規定する当該書面に相当する通知の申請」に、「自動車保管場所証明書交付申請手数料」を「自動車保管場所証明書交付等申請手数料」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年3月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第2条第1項第458号の改正規定 令和2年1月6日
 - (2) 第2条第1項第72号の改正規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- 2 建築士法(昭和25年法律第202号)第4条第3項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者であって、この条例の施行の日前に同法第13条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験に合格したものに対する改正後の第2条第1項第385号の規定の適用

については、同号中「24,400円」とあるのは、「19,300円」とする。

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第22号

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第16項事務の欄第6号中「第8条第3項」を「第8条第2項」に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例をここに公布する。

令和元年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第23号

山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、自転車の活用による環境への負荷の低減、県民の健康の増進並びにスポーツ及び観光の振興を図ることが重要な課題であり、今後、自転車の利用の増加が見込まれるため、自転車が関係する事故の件数が増加するおそれがあることに鑑み、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的に推進し、もって県民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車利用者 自転車を利用する者をいう。
- (3) 交通安全団体 交通安全に関する普及啓発活動を行う法人その他の団体をいう。
- (4) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校並びに同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。
- (5) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護する者をいう。
- (6) 自転車損害賠償責任保険等 自転車の運行によって他人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する保険又は共済をいう。
- (7) 自転車利用事業者 事業活動において自転車を利用する事業者をいう。
- (8) 自転車貸付事業者 自転車の貸付けを業とする事業者をいう。
- (9) 自転車小売等事業者 自転車の小売又は整備を業とする事業者をいう。

（基本理念）

第3条 自転車の安全で適正な利用の促進は、県民、事業者等が自転車の安全で適正な利用について自ら理解を深め、かつ、県、県民、事業者等が連携し、及び協力することにより、自転車が関

係する事故の防止を図ることを旨として、行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県民、自転車利用者、事業者、交通安全団体、学校、市町村及び国と連携し、及び協力して、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的に推進する責務を有する。

（県民の責務）

第5条 県民は、基本理念にのっとり、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組に参加するよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（自転車利用者の責務）

第6条 自転車利用者は、基本理念にのっとり、自転車の安全で適正な利用に関する知識を習得するとともに、道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両の運転者であることを自覚し、道路の積雪、凍結等の状況を考慮した上で、自転車の安全で適正な利用をし、又はその利用を取りやめるよう努めるものとする。

2 自転車利用者は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（交通安全団体の責務）

第8条 交通安全団体は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（家庭における理解の醸成等）

第9条 県は、家庭において自転車の安全で適正な利用に関する理解の醸成が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車を安全で適正に利用させるため、必要な教育を行うよう努めるものとする。

（交通安全教育等）

第10条 県は、県民、事業者等が自転車の安全で適正な利用について理解を深めることができるよう、交通安全教育及び自転車の安全で適正な利用に関する啓発を行うものとする。

2 県は、事業者、交通安全団体及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組及び施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業者に対し、交通安全教育及び自転車の安全で適正な利用に関する啓発を行うよう努めるものとする。

4 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）の長は、その児童又は生徒に対し、交通安全教育及び自転車の安全で適正な利用に関する啓発を行うよう努めるものとする。

5 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校に限る。）の長は、その学生又は生徒に対し、自転車の安全で適正な利用に関する啓発を行うよう努めるものとする。

（路面表示等）

第11条 県は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、自転車が通行する場所を明示する路面への表示（道路交通法第2条第1項第16号に規定する道路標示を除く。）その他の必要な措置を講ずるものとする。

（自転車損害賠償責任保険等への加入）

第12条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 自転車利用者 自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入すること。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。
- (2) 保護者 その監護する未成年者の自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入すること。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。
- (3) 自転車利用事業者 その事業活動の用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入すること。ただし、当該自転車利用事業者以外の者（前2号に掲げる者を除く。）により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。
- (4) 自転車貸付事業者 その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入すること。ただし、当該自転車貸付事業者以外の者（第1号及び第2号に掲げる者を除く。）により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

（自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等）

第13条 自転車小売等事業者は、自転車の販売等に当たっては、当該自転車を購入しようとする者等（以下「自転車購入者等」という。）に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認するよう努めるものとする。

- 2 自転車小売等事業者は、前項の規定により自転車購入者等が自転車損害賠償責任保険等に加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者等に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努めるものとする。
- 3 学校（中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に限る。）の長は、自転車を利用して通学する生徒及びその保護者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認するよう努めるものとする。
- 4 学校の長は、その児童、生徒又は学生に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努めるものとする。
- 5 自転車貸付事業者は、自転車の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）に対し、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供するよう努めるものとする。

（自転車の点検及び整備等）

第14条 自転車利用者、自転車利用事業者及び自転車貸付事業者は、その利用し、又は事業活動若しくは貸付けの用に供する自転車について、点検及び整備を行うよう努めるものとする。

- 2 自転車貸付事業者及び自転車小売等事業者は、自転車の貸付け等に当たっては、自転車に係る点検及び整備の必要性その他の自転車を安全で適正に利用するために必要な情報の提供を行うよう努めるものとする。
- 3 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、点検及び整備を行うとともに、当該未成年者に乗車用ヘルメットをかぶらせる等安全上の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 自転車利用者は、乗車用ヘルメットをかぶる等安全上の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 5 自転車利用事業者及び自転車貸付事業者は、自転車を事業活動又は貸付けの用に供するときは、その従業者又は借受者に乗車用ヘルメットをかぶらせる等安全上の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 6 自転車利用者（当該自転車利用者が未成年者である場合は、その保護者を含む。次項において同じ。）は、道路、公園及び商業施設その他の公衆が出入りすることができる場所において、その利用する自転車を、通行者、客その他の公衆の通行を妨げるように置かないよう、かつ、放置すること（正当な理由なく長期間置くことをいう。）のないように努めるものとする。
- 7 自転車利用者は、その利用する自転車について、施錠等防犯上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（市町村の条例との関係）

第15条 市町村の条例により、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策が講じられると知事が認めるときは、当該市町村の区域においては、この条例の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条の規定は、令和2年7月1日から施行する。

山形県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第24号

山形県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

山形県男女共同参画センター条例（平成13年3月県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号ただし書中「午後7時」を「午後8時」に改め、同項第2号イ中「月曜日」を「毎月の第1月曜日」に、「及び毎月の」を「、第3月曜日及び第5月曜日並びに」に改める。

附 則

この条例は、令和2年2月1日から施行する。ただし、第8条第1項第1号ただし書の改正規定は、同年5月1日から施行する。

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第25号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年6月県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の適用）」に改め、同条第1項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に、「基づき」を「基づき第3項に規定する」に改め、同条第2項中「情報通信技術利用法第4条第1項」を「法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第7条第1項」に、「電子情報処理組織」を「次項に規定する電子情報処理組織」に、「情報通信技術利用法第5条第1項」を「法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第8条第1項」に、「書類の」を「書類により」に改め、同条第3項中「情報通信技術利用法第3条第4項及び第4条第4項の主務省令」を「法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第6条第4項及び第7条第4項に規定する条例」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第6条第1項及び第7条第1項に規定する条例で定める電子情報処理組織は、それぞれ規則で定める電子情報処理組織とする。

第6条に次の1項を加える。

5 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第7条第1項ただし書に規定する条例で定める方式は、規則で定める方式とする。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第26号

山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例

山形県生涯学習センター条例（平成2年7月県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表」を「別表第1項及び第2項」に改める。

第5条第1項中「使用者」を「使用者及び駐車場を使用する者」に改める。

第8条第1項第1号ただし書中「、午後7時」を「、午後8時」に、「午後7時まで」を「午後8時まで（山形県緑町庭園文化学習施設にあっては、午後7時以降の利用者がいない場合は、午前9時から午後7時まで）」に改め、同項第2号イ中「月曜日」を「毎月の第1月曜日」に、「である」を「（以下「文化の日」という。）である」に、「及び毎月の第3日曜日」を「、第3月曜日及び第5月曜日並びに第3日曜日（山形県緑町庭園文化学習施設にあっては、月曜日（文化の日である場合を除く。）及び毎月の第3日曜日）」に改める。

第10条第1項中「は、施設等」を「及び駐車場を使用する者は、施設等及び駐車場」に改める。別表に次の1項を加える。

3 駐車場

250円に1時間を超える時間30分までごとに100円を加算した額

附 則

この条例は、令和2年2月1日から施行する。ただし、第8条第1項第1号ただし書の改正規定は、同年5月1日から施行する。

山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第27号

山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山形県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「89,120キロワット」を「89,320キロワット」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年12月24日印刷 発行所 山 形 県 庁
令和元年12月24日発行 発行人 山 形 県